

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則解説

条	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	解 説
	<p>船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条の2、第6条の3、第6条の4第2項、第9条第5項、第12条第2項、第29条の3、第29条の4第1項及び第29条の6の規定に基づき、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則を次のように定める。</p> <p>目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定（第3条－第12条） 第3章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定（第13条－第28条） 第4章 雑則（第28条の2－第31条） 附則</p>	<p>1－3 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則</p>
第1条	<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨) 船舶安全法（昭和8年法律第11号。以下「法」という。）第6条の2又は第6条の3の規定による事業場の認定及び同条の規定による整備規程の認可に関しては、法に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(A) 製造認定事業場又は修理認定事業場に対しては、法第12条第1項に基づき臨検し、製造認定事業場にあつては附属書〔1－1〕「製造認定事業場用チェック項目」、修理認定事業場にあつては附属書〔1－2〕「修理認定事業場用チェック項目」を参考にチェックリストを作成し、作成したチェックリストにより原則として1年間に1回、製造認定事業場にあつては製造管理状況、修理認定事業場にあつては修理管理状況の確認を行うこと。この結果について、認定事業場立入検査実施手順書(事業場－004)別紙5の様式で立入検査報告書を作成し海事局検査測度課長あて送付すること。ただし、大型内燃機関、鋼製船体等受検数の少ないものについては、認定内容をチェックできる範囲で、その回数を減じて差し支えない。なお、立入検査の実施にあたっては、年度当初に認定事業場年間立入検査計画及び重点立入検査事項を作成し、計画的、効果的に実施すること。また、立入検査を実施する場合には、事前に立入検査実施計画を作成し、製造認定事業場又は修理認定事業場に通知すること。</p> <p>(B) 整備認定事業場に対しては、法第12条第1項に基づき臨検し、別添附属書〔1－3〕「整備認定事業場用チェック項目」を参考に立入検査用チェックリストを作成し、作成した立入検査用チェックリストにより原則として1年間に、1回の割合で整備管理状況の確認を行うこと。この結果について、認定事業場立入検査実施手順書(事業場－004)別紙5の様式で立入検査報告書を作成し海事局検査測度課長あて送付すること。なお、整備認定事業場の立入検査の実施にあたっては、上記(A)に準じて実施すること。</p> <p>(C) (A)及び(B)以外にも地方運輸局(海運管理部及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)が必要と認める場合には、臨時臨検を行い、不正整備等の行われることのないよう十分監督すること。</p>
第2条	<p>(用語) この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p>	